

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 <u> </u> 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路等の防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置。 ・ 特例措置の内容 上記設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準1/2、当初5年間）を要望する。 	
関係条文	新規	
減収見込額	[初年度] ▲ 451（ - ） [平年度] ▲ 990（ - ） [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の防災性の向上、安全で快適な交通空間の確保、良好な景観の形成や観光振興を目的に計画的に無電柱化に取り組んできたところである。 ・ 一方、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路から道路法第37条に基づく電柱の占用制限を行うとともに、防災・減災に資するための事業として、地方公共団体は防災・安全交付金を活用し地中化事業を積極的に実施しているところである。 ・ このような道路において、電線管理者の負担を軽減させることにより、防災・減災対策としての無電柱化が促進され、国民の安全・安心が確保されることを目的とする。 (2) 施策の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年3月の東日本大震災において、約56,000本の電柱の倒壊、電線の破断により、発災直後の道路啓開作業が阻害され、被災地の緊急物資の輸送や緊急車両の通行に支障となった。 ・ 一方、全国には依然として約3,500万本の電柱が存置され、現在も毎年7万本ずつ増え続けており、災害発生時に電柱の倒壊による緊急車両等の通行障害の増大が危惧される。 ・ 災害時における電柱の倒壊を未然に防止するためには、道路管理者と電線管理者が連携して無電柱化を進めることが不可欠である。 ・ また、無電柱化の実施延長は、ピーク時には年間440km程度整備されてきたが、平成21年以降は年間325km程度と整備スピードが鈍化している傾向にある。 ・ 今年度から開始する道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限を実施する緊急輸送道路や、防災・安全交付金に基づき地中化事業を実施した道路については、防災上重要な道路として重点的に無電柱化を促進させることが必要である。 ・ このため、電線管理者の負担を軽減させることで、軽減分をさらなる整備促進につなげることが期待される。 ・ なお、平成26年1月28日に無電柱化議員連盟にて「無電柱化に係る施設や負担に対する税制面からの支援をするなどの誘導方策について検討すること。」と議決され、平成26年6月19日に自民党ITS推進・道路調査会無電柱化小委員会「中間とりまとめ(案)」にて「無電柱化を最重点施策と位置づけ、必要な予算を確保するとともに、費用負担の見直しや税制面からの誘導方策について検討すること」と税制面からの支援が求められている。 	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		12—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定） 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 （8）交通・物流 無電柱化等の対策を推進する</p> <p>② 首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日 閣議決定） 7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 （2）膨大な人的・物的被害への対応 電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する</p> <p>③ 第 4 次社会資本整備重点計画（原案）（平成 27 年 7 月 30 日） 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第 2 節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 切迫する巨大地震等の発生の可能性の高い地域や密集市街地において、面的な市街地 整備や無電柱化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化を進める</p> <p>（政策評価体系における位置付け） （内閣府本府政策評価基本計画（平成 26 年内閣総理大臣決定、平成 27 年一部改正） 【政策】； 10. 防災政策の推進 【施策】； ④地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	市街地等の幹線道路の無電柱化率 16%（平成 26 年度） → 20%（平成 32 年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）
	同上の期間中の達成目標	市街地等の幹線道路の無電柱化率 16%（平成 26 年度） → 20%（平成 32 年度）
	政策目標の達成状況	16%（平成 26 年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等（計 330 社程度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は年間約 10 億円であり、事業者の負担軽減がさらなる整備促進につながるものと期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無電柱化推進事業（平成 28 年度概算要求額：330 億円（国費）） 社会資本整備総合交付金（平成 28 年度概算要求額：10,574 億円の内数） 防災・安全交付金（平成 28 年度概算要求額：12,853 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は道路管理者が電線共同溝等の整備を行うものであり、当該税制優遇措置は上記予算事業に伴い発生する電線管理者の必要な投資に対する支援である。
	要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担が大きく新たに取得した電線等に係る固定資産税が多大なものとなることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—